## 阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

**令和７年阪神高速公告第８号**

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年６月16日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　吉田　光市

記

１．別添２の大阪府道高速大阪池田線（１号環状線）の表中

「長堀」を「長堀（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の大阪府道高速大阪池田線・兵庫県道高速大阪池田線（11号池田線・池田延伸線）の表中

「神田」を「神田（ＥＴＣ、入口に限る。）」に改め、

別添２の大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）の表中

「文の里」を「文の里（ＥＴＣ）」に、

「平野」を「平野（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（７号北神戸線・北神戸線（北延伸線））の表中

「藍那」を「藍那（ＥＴＣ）」に、

「箕谷・箕谷ＪＣＴ」を「箕谷（ＥＴＣ）・箕谷ＪＣＴ」に、

「有馬口」を「有馬口（ＥＴＣ）」に、

「五社」を「五社（ＥＴＣ）」に改める。

２．別添２の大阪府道高速大阪松原線（14号松原線）の表中

「喜連瓜破」を「喜連瓜破（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線（３号神戸線）の表中

「湊川・湊川ＪＣＴ」を「湊川（ＥＴＣ）・湊川ＪＣＴ」に改め、

同表の次に「㈱「湊川（ＥＴＣ）・湊川ＪＣＴ」の「ＥＴＣ」は若宮方向へ進行する入口に限る。」を加え、

別添２の大阪府道高速大和川線（６号大和川線）の表中

「天美」を「天美（ＥＴＣ）」に、

「三宅西」を「三宅西（ＥＴＣ、入口に限る。）」に改め、

別添２の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（７号北神戸線・北神戸線（北延伸線））の注書を次のように改める。

「前開（ＥＴＣ）」の「ＥＴＣ」は永井谷方向へ進行する入口及び永井谷方向から進行して流出する出口に限る。

別添３の表中

「前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）」を、

「前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）（ＥＴＣ）」に改める。

３．本公告の記１については令和７年６月17日から、記２については同年同月24日からそれぞれ適用するものとする。